

入札公告

公園植栽等維持管理業務委託について、一般競争入札を実施するので、公益社団法人ふくい農林水産支援センター（以下「支援センター」という。）財務規程第55条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月19日

公益社団法人ふくい農林水産支援センター
理事長 高嶋 郁 男

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
公園植栽等維持管理業務委託
- (2) 業務の内容等
入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 - (4) 県内に本店、支店、営業所または事業所を有していること。
 - (5) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
 - (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 仕様書等記載の要件を全て満たすことができる者。

3 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する課の名称およびこの入札に関する問い合わせ先
〒910-0003
福井県福井市松本3丁目16-10
公益社団法人ふくい農林水産支援センター 経営管理課
電話 0776-21-8309
- (2) 入札説明書等の交付期間
平成30年3月19日（月）から平成30年3月23日（金）まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条で定める休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時00分から午後4時00分まで
- (3) 入札説明書の交付は、上記（1）の場所で行うほか、支援センターのホームページで公開する。

4 入札説明書等に関する質問等に関する事項

(1) 受付期間

平成30年3月19日(月)から平成30年3月22日(木)まで(休日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで

(2) 手続きの方法

前記3の(1)の支援センターへ、「入札説明書等に関する質問書」を持参または郵送すること。ただし、次のいずれもの要件を満たす場合には、電送(FAX)による提出も認める。郵送または電送(FAX)の場合には、(1)の提出期間内に必着すること。

ア 質問の内容が入札説明書に関する事項であること。

イ 質問者が確認できること。

ウ 後日、書面により郵送を行うこと。

(3) 回答の方法等

質問に対する回答は、書面により速やかに質問者に対して行うものとする。

5 入札参加資格の確認等に関する事項

(1) 提出期間

平成30年3月19日(月)から平成30年3月23日(金)まで(休日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで

(2) 手続きの方法

前記3の(1)の支援センターへ、「入札参加資格確認申請書」を持参または郵送すること。郵送の場合には、(1)の提出期間内に必着すること。

(3) 入札参加資格の結果通知 入札参加資格の審査の結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対して、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時等

(1) 入札書の提出方法 前記3の(1)に記載する支援センターへ、持参すること。

(2) 入札書の提出日時

平成30年3月29日(木) 15時00分

(3) 開札日時

平成30年3月29日(木) 15時00分

(4) 開札の場所

福井県福井市松本3丁目16-10 4階

公益社団法人ふくい農林水産支援センター 入札室

7 入札方法

(1) 入札参加者は、入札説明書等およびこの入札公告ならびに契約条項を熟読し、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定の方法

(1) この入札に係る調達業務の予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、郵送による入札があった場合には、この入札業務を担当しない職員に、くじを引かせる。

(3) この入札に係る落札者の決定の効果は、平成30年度予算発効時において生じる。

9 入札の無効

公益社団法人ふくい農林水産支援センター財務規程(平成17年4月1日施行)第69条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第151条に定めるほか、この入札に参加する者に必要な資格の無い者、申請書等を提出期限までに提出しなかった者、

当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

10 その他

- (1) この入札に係る一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則第152条、第153条、第154条、第171条、第172条および第173条の規定による。(入札説明書を参照のこと。)
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置
 - ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)(以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団または暴力団員と密接な関係有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ 前記アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、前記アの届出を怠ったときは、当支援センターにおける指名停止等の措置を講じることがある。
- (5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。